

児 童 福 祉

1. 児童福祉の概略

「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」「すべて児童は、ひとしくその生活を保護され、愛護されなければならない。」

児童福祉法第1条のこの規定は、社会の一員として、児童は人として尊ばれるとともに、良い環境のなかで育てられねばならないことを示しています。また児童福祉法第2条に「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」とされ、児童相談所、保健所、児童委員等と協力して適切な措置を講じるように努め、児童福祉法及び児童憲章の精神に基づき、要保護児童対策、さらに一般児童の健全保育等、その対策を進めています。

福祉事務所では、児童が心身共に健やかに育成されるよう児童の環境づくりを推進するとともに、これら児童福祉に関する業務のうち、保育を必要とする乳幼児、養護者のいない児童、入所保護を要する母子などからその相談に応じ、必要な調査を行い、それぞれ保育所等児童福祉施設への入所に関する業務を行っています。

2. 児童手当

児童を養育する親等に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

【支給要件】 中学校修了前までの児童を養育している親等に支給されます。

【支給月額】 第1子及び第2子は10,000円（3歳未満は一律15,000円）、第3子以降は15,000円、中学生は一律10,000円。

※前年（1月分から5月分は前々年）の収入が一定の額以上の場合に一律5,000円が特例給付として支給されます。

支 給 状 況

区 分	年 度 児 童 数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
		児童手当	児童手当	児童手当	児童手当	児童手当
0 歳～3 歳未 満		2,766 人 (59 人)	2,725 人 (68 人)	2,572 人 (67 人)	2,497 人 (67 人)	2,433 人 (76 人)
3 歳以上小学校修 了前		9,676 人 (259 人)	9,564 人 (317 人)	9,319 人 (290 人)	9,132 人 (307 人)	8,905 人 (331 人)

小学校修了後 中学校修了前	3,495 人 (149 人)	3,470 人 (184 人)	3,447 人 (173 人)	3,353 人 (164 人)	3,268 人 (169 人)
合 計	15,937 人 (467 人)	15,759 人 (569 人)	15,338 人 (530 人)	14,982 人 (538 人)	14,606 人 (576 人)

※児童数は月平均

※()内は特例給付該当児童数

※子ども手当は平成 22 年 4 月から平成 24 年 3 月まで

3. 保 育 園

保育園は、児童の保護者等が就労又は疾病等の理由により、その監護すべき乳幼児について保育を必要とする場合に、日々保護者の下から通わせて保育することを目的とする施設です。このため保育園は、保育を必要とする児童を家庭の保護者等に代わって保護育成し、児童の家庭の状況に応じて、その児童の心身の健全な発達を図る役割をもっています。

本市には、市立 13、私立 19 の計 32 保育園があります。

保護者等は、保育を必要とする児童について入所を希望する保育園へ申し込み、保育料として保育に要した費用の一部を市に納めなければなりません。

その他、保育園では、保育園の持っている機能を積極的に活用するため、延長保育、障害児保育、休日保育、一時保育、地域子育て支援センター等の事業を行っています。

(1) 延長保育事業

保護者等の就労形態の多様化による、延長保育のニーズに対応するため、通常の保育時間を超えて保育を実施しています。

(2) 休日保育事業

保護者等の就労形態の多様化に伴う、休日保育のニーズに対応するため、日曜日、祝休日において保育を実施しています。平成 28 年度は、延べ 103 人の利用がありました。

【実施保育園】 えきまえ保育園

(3) 一時預かり事業

保護者等が疾病等の理由により、家庭において保育ができない場合、児童を緊急・一時的に保育園において保育します。平成 28 年度は、延べ 2,788 人の利用がありました。

【利用料金】 1,800 円／日（ただし、4 時間未満の場合は 900 円／日）

(4) 病児保育事業

保育園等に通園中の児童が病気回復期等にあり、集団保育の困難な期間において、一時的にその児童を預かり、保育を行う事業で、平成 15 年 4 月より岩国病院併設の施設「キッド・イン」において実施しています。

【利用人数】平成 24 年度 359 人、平成 25 年度 250 人、平成 26 年度 247 人
平成 27 年度 176 人、平成 28 年度 237 人

(5) 地域子育て支援センター拠点事業

子育て家庭の支援のため、交流の場所を提供し、育児不安についての相談指導や、子育てサークル等の育成、支援を行います。

現在、公共施設 2 か所（こども館、児童館）、保育所 6 か所（リボン保育園、あさひ保育園、玖珂保育園、ひろせ保育園、ちどり保育園、さかうえ保育園）の計 8 か所で実施しています。

保 育 園 名	年 齢 別 在 籍 児 童 数 (H29.4.1 現在)								所 在 地
	定員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	
ひがし保育園	180	5	18	25	27	19	23	117	桂町 2-4-56
かわしも保育園	90	4	9	19	18	18	19	87	中津町 2-7-20
くろいそ保育園	70	1	10	13	10	15	11	60	黒磯町 2-47-43
えきまえ保育園	90	7	13	11	17	17	20	85	麻里布町 7-1-5
ちどり保育園	60	4	8	8	12	17	9	59	由宇町港 1-17-1
ほんごう保育園	20	0	3	1	2	1	1	8	本郷町本郷 2058-1
たかもり保育園	120	1	15	19	17	21	27	100	周東町下久原 1152-8
わかば保育園	70	2	6	5	7	11	12	43	周東町上久原 1100-1
そお保育園	50	1	3	4	5	2	4	19	周東町祖生 4504-4
よねがわ保育園	30	1	2	0	4	4	4	15	周東町西長野 558-1
ながの保育園	20	0	3	4	2	0	4	13	周東町下須通 429-3
みかわ保育園	20	0	1	1	0	4	2	8	美川町四馬神 1322-3
さかうえ保育園	90	2	7	11	13	24	21	78	美和町渋前 431-1
(公立) 小計	910	28	98	121	134	153	157	691	
海土路保育園	120	8	9	21	17	25	30	110	海土路町 2-2-5
常照保育園	130	2	25	21	25	30	26	129	門前町 2-28-15
万行寺保育園	90	4	17	16	14	12	21	84	楠町 3-7-21
川西保育園	110	0	0	15	25	32	28	100	川西 1-7-3
平田保育園	100	3	12	20	21	19	25	100	平田 6-4-20
曙保育園	100	0	14	17	12	19	22	84	錦見 2-11-30
麻里布保育園	70	1	11	15	12	13	12	64	立石町 3-3-24
称光寺保育園	90	4	14	17	12	18	17	82	今津町 13-13

あさひ保育園	100	6	16	9	20	12	20	83	旭町 1-1-1
梅が丘保育園	60	6	6	8	15	6	14	55	平田 6-50-27
ひかり保育園	30	0	3	5	6	4	8	26	小瀬 294-4
錦南保育園	70	4	10	12	13	12	13	64	牛野谷町 3-29-11
由宇保育園	80	1	8	9	13	15	12	58	由宇町南 2-10-17
清華保育園	80	3	7	11	10	10	19	60	由宇町千鳥が丘 3-1-7
ルンビニ保育園	60	2	10	5	13	9	14	53	玖珂町 5950-2
玖珂保育園	130	2	23	27	28	30	20	130	玖珂町 807
ひろせ保育園	30	0	1	4	5	9	8	27	錦町広瀬 6570
リボン保育園	60	4	36	14	0	0	0	54	川西 1-7-5
たんぽぽ保育園	60	5	10	14	13	10	10	62	周東町下久原 830-1
(私立)小計	1,570	55	232	260	274	285	319	1,425	
その他	—	0	3	5	2	5	2	17	市外
合計	2,480	83	333	386	410	443	478	2,133	

4. 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて助産を受けさせる施設です。

岩国病院（住所：岩国三丁目2-7）昭和54年4月1日開設

5. 家庭児童相談室

近年激しい社会の変動に伴い、家庭生活も変ぼうし、家庭における児童養育に関しても、種々複雑困難な問題が多数発生していることから、昭和43年4月から家庭児童相談室を設置し、家庭相談の専門職員を配置し、家庭における児童養育の相談、指導にあたり児童福祉の向上を図っています。

家庭児童相談室新規相談件数

年度 相談種別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
養護相談	125件	148件	374件	375件
保健相談	0件	0件	1件	2件
障害相談	0件	0件	0件	5件
非行相談	0件	0件	0件	3件
育成相談	24件	58件	37件	33件
その他相談	173件	263件	12件	0件
合計	322件	469件	424件	418件

6. 児童福祉施設利用状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

施設の種類	施設名	人員
福祉型障害児入所施設	このみ園（宇部市）	4 人
医療型障害児入所施設	鼓ヶ浦整肢学園こぼと園（周南市）、 国立病院機構広島西医療センター（広島県）	2 人
合計		6 人

7. 里親への委託

保護者のない児童又は保護者に監護されることが適当でないと認められる児童を、里親として登録されている方に預けて、家庭的雰囲気の中で養育するものです。

8. こども館

平成 16 年 4 月に開館し、子どもの健全育成と子育て支援の拠点としての活動を進めてきました。子どもに健全な遊びを提供し、健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子育て中の親の不安や負担を軽減し、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

また、子育て支援のためのボランティアの育成を図り、地域の子育て支援体制づくりを進めます。

〔住所〕岩国市桂町二丁目 6 番 1 号 〔開所時間〕 10：00～17：00

〔休館日〕火曜日及び祝休日と年末年始（12/29～1/3）

〔利用実績〕平成 23 年度 48,358 人、平成 24 年度 47,372 人、平成 25 年度 50,208 人
平成 26 年度 52,220 人、平成 27 年度 52,141 人 平成 28 年度 53,415 人

【主な事業】

①プレイルーム “いっしょにあそぼ!!”

公共施設を利用して、未就学の児童とその保護者を対象に、子どもには遊びや遊び場を提供し、保護者には育児不安の軽減、交流の場を提供することを目的に、ボランティアと共に子育て支援を行っています。

②子育て支援総合案内所「ほっと I^{あい}」（相談専用電話 29-0404）

保育士等が妊娠から出産・子育ての相談及び情報提供を行っています。平成 27 年 10 月からは新たに開設された「子育て世代包括支援センター」と共同で専用電話による相談に応じています。

9. 児童館

児童に健全な遊び場を提供し、その健康増進と情操を豊かにすることを目的とした施設で、市内に 3 か所あります。

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
しゅうとう児童館	742-0417	周東町下久原 1169-1	0827-84-0112	0827-84-0112
わかば児童館	742-0413	周東町上久原 1075-2	0827-84-4456	0827-84-4461
にしき児童館	740-0724	錦町広瀬 1122-1	0827-72-3244	0827-72-3244

10. 放課後児童教室

放課後児童教室は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的に開設しています。

教室名	学年別在籍児童数（H29.5.1現在）								所在地
	定員	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計	
岩国放課後児童教室	180	79	68	44	32	13	0	236	岩国 3-1-18
麻里布放課後児童教室	100	50	43	37	17	0	0	147	山手町 1-7-41
川下放課後児童教室	70	31	44	28	18	9	0	130	車町 1-1-43
東放課後児童教室	80	27	14	6	11	0	1	59	元町 1-9-32
平田放課後児童教室	130	44	41	36	27	2	3	153	平田 3-5-1
灘放課後児童教室	100	33	23	21	9	5	3	94	南岩国町 5-60-3
愛宕放課後児童教室	130	39	38	24	23	18	4	146	尾津町 1-1-11
中洋放課後児童教室	50	12	14	10	6	4	4	50	青木町 2-33-1
通津放課後児童教室	40	21	19	15	11	6	3	75	通津 2720
装港放課後児童教室	40	6	8	2	3	0	0	19	新港町 4-16-30
藤河放課後児童教室	30	12	9	8	2	0	0	31	多田 1346-2
御庄放課後児童教室	40	15	8	7	3	1	2	36	御庄 1372
小瀬放課後児童教室	20	0	2	2	0	0	0	4	小瀬 288-1
杭名放課後児童教室	20	4	2	0	0	0	0	6	杭名 18-2
河内放課後児童教室	30	1	1	4	1	2	0	9	土生 20-2
柱野放課後児童教室	20	1	1	4	1	4	1	12	柱野 1092-3
由西放課後児童教室	15	0	0	0	0	0	0	0	由宇町 3300
由宇放課後児童教室	70	28	24	20	15	6	2	95	由宇町中央 2-10-1
神東放課後児童教室	15	1	1	2	1	0	0	5	由宇町神東 619-4
玖珂放課後児童教室	180	59	40	47	15	6	0	167	玖珂町 527-2、540
本郷放課後児童教室	15	2	0	2	0	1	1	6	本郷町本郷 1510
周東中央放課後児童教室	100	20	21	27	14	3	4	89	周東町下久原 1169-1
周東米川放課後児童教室	30	8	5	4	4	0	0	21	周東町西長野 558-1
周東修成放課後児童教室	20	1	2	2	2	1	0	8	周東町西長野 1141

そお放課後児童教室	30	9	3	4	5	2	0	23	周東町祖生 5860
周東川上放課後児童教室	20	1	1	1	2	2	0	7	周東町下久原 3032
錦放課後児童教室	30	5	3	4	1	0	0	13	錦町広瀬 1122-1
美川放課後児童教室	20	0	0	1	0	0	0	1	美川町南桑 2365
美和東放課後児童教室	40	6	3	3	3	1	1	17	美和町佐坂 241
美和西放課後児童教室	40	7	2	5	6	4	0	24	美和町生見 739-1
合 計	1,705	522	440	370	232	90	29	1,683	

11. ことばの教室（幼児部）

発語の遅れや、「うまく話せない」、「うまく発音できない音がある」といった問題を抱えている未就学の幼児が、コミュニケーションに関する個人指導を受けることができる教室です。

教室では、その子の個性や興味・関心を大切にしながら、話し方や発音を改善したり、家庭や集団生活における適応力を高めるためのコミュニケーション支援を行います。

麻里布小学校の「ことばの教室（学童部）」に併設して支援を行っています。

また、岩国市社協玖珂支部においても「ことばの教室分室」も新たに開設いたしました。

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
通級実人数	45 人	58 人	45 人	51 人	64 人

12. 乳幼児医療費助成制度

乳幼児の保険適用分医療費の一部(自己負担額)を保護者に公費助成することにより、乳幼児の保健の向上と児童福祉の増進を図ります。

【対象者】 小学校就学前児

【所得制限】 市町村民税税額控除前所得割額 136,700 円以下の世帯（父母の合算額）

平成 24 年 8 月 1 日からは、年少扶養控除廃止等に伴い、0～15 歳までの扶養親族がいる場合は、1 人につき課税額から 19,800 円を減じ、16 歳以上 19 歳未満の扶養親族がいる場合は、1 人につき課税額から 7,200 円を減じる。

平成 28 年 10 月 1 日から所得制限を超える場合は市制度により助成しています。

【留意事項】 県外での受診については、その医療機関では一旦自己負担となりますが、その後市窓口で払戻しの手続きが行えます。

○ 受給者実績

平成 24 年度末 5,281 人

平成 25 年度末 5,191 人

平成 26 年度末 5,067 人
平成 27 年度末 4,749 人
平成 28 年度末 6,624 人

13. こども医療費助成制度（平成 20 年 10 月 1 日再編交付金を利用し事業開始）

小中学生の保険適用分医療費の一部（自己負担額）を保護者に公費助成することにより、小中学生の保健の向上と児童福祉の増進を図ります。

平成 28 年 10 月 1 日から所得制限を撤廃し、対象年齢を中学生まで拡大して医療費を助成しています。

【対象者】小中学生

【所得制限】なし

【留意事項】県外での受診については、その医療機関では一旦自己負担となりますが、その後市窓口で払戻しの手続きが行えます。

○ 受給者実績

平成 24 年度末 4,104 人
平成 25 年度末 4,129 人
平成 26 年度末 4,038 人
平成 27 年度末 4,810 人
平成 28 年度末 9,398 人

14. 岩国市太陽の家

心身に障害のある就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを通じて、児童の心身の健やかな育成を図ります。

岩国市太陽の家は、昭和 48 年に市の独自事業による「心身障害児通園事業施設」として開設されました。

その後、支援費制度の導入や児童福祉法、障害者自立支援法の改正などを経て、現在は、児童福祉法に基づく「児童発達支援事業」の通所施設として運営しています。

15. 障害児通所支援（平成 24 年 4 月分から）

※平成 24 年 4 月 1 日児童福祉法改正により、児童デイサービスが障害者自立支援法におけるサービスから児童福祉法における障害児通所支援へ体系変更されました。

(1) 児童発達支援

未就学の障害児につき、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

区 分	平成 24 年度 (H24.4-H25.2)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用延人数	320 人	406 人	437 人	559 人	743 人
利用延日数	2,360 日	3,110 日	3,401 日	4,073 日	4,672 日

(2) 放課後等デイサービス

学校教育法第一条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、通所により、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行います。

区 分	平成 24 年度 (H24.4-H25.2)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用延人数	362 人	1,287 人	1,724 人	1,867 人	2,262 人
利用延日数	2,829 日	11,329 日	14,096 日	15,390 日	18,034 日

(3) 保育所等訪問支援

保育所等を利用している障害児につき、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

区 分	平成 24 年度 (H24.4-H25.2)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用延人数	0 人	13 人	8 人	9 人	2 人
利用延日数	0 日	17 日	12 日	10 日	2 日

(4) 障害児相談支援給付費

障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、相談支援専門員が、本人と家族等の思い・生活状況等を聞き取り、具体的な支援内容を織り込んだ計画を作成します。利用するサービス種別によって、障害者総合支援法に基づくサービス等利用計画又は児童福祉法に基づく障害児支援利用計画に区分されます。

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用延人数	1 人	242 人	289 人	437 人	519 人